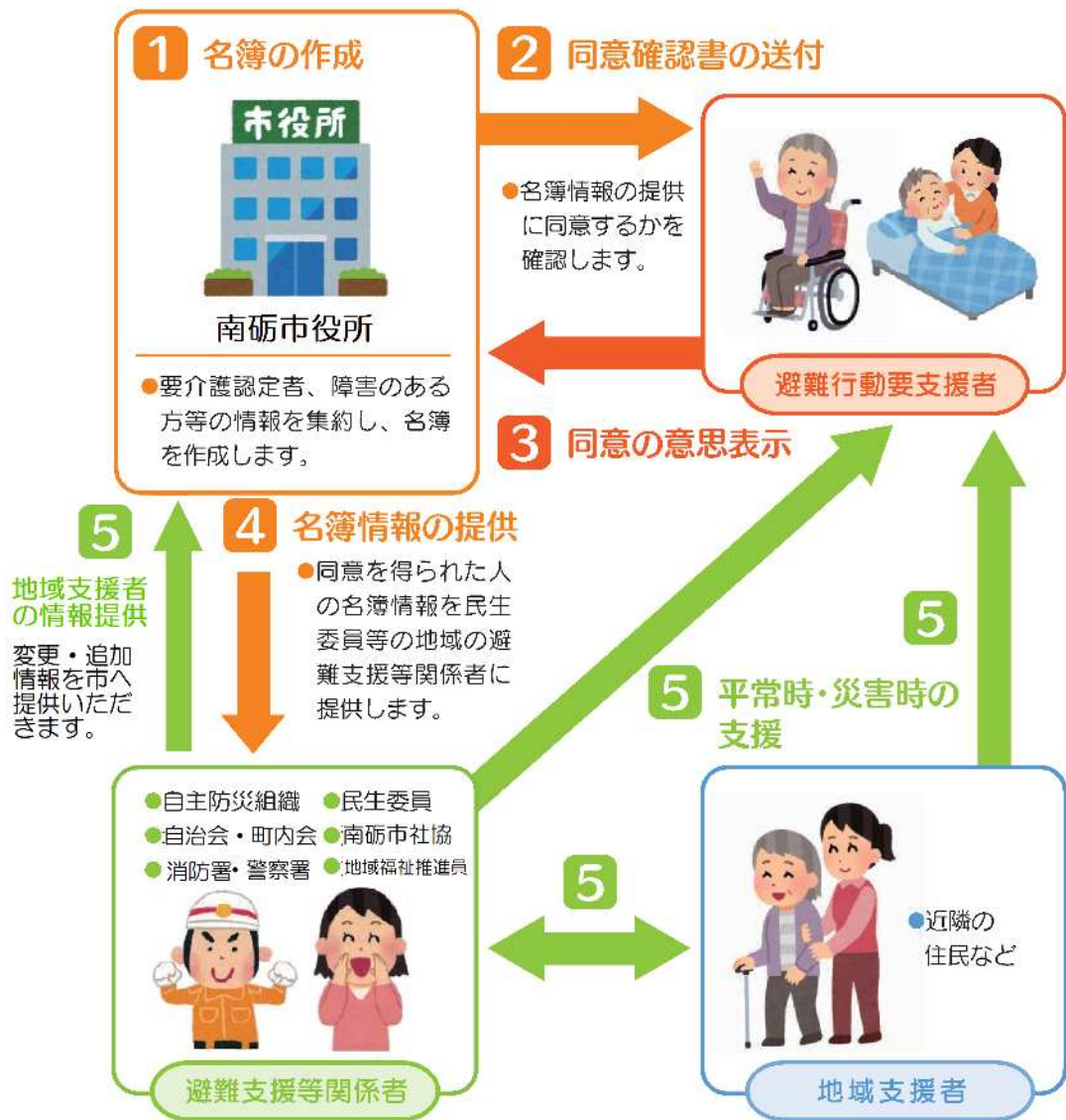


避難行動要支援者名簿とは

在宅で生活している方のうち、災害時に避難支援が必要と思われる要介護認定者、障害のある方などについて、作成しています。

避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、名簿に登録された情報を平常時から地域の避難支援等関係者へ提供することに同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立てられます。



名簿イメージ図

避難行動要支援者名簿									
取扱注意									
世帯番号 (独・高・介・障)	区分	健康状態	フリガナ氏名	年齢性別	住所電話番号	緊急連絡先1 (氏名) (TEL1)	緊急連絡先2 (氏名) (TEL2)	地域の支援者1	地域の支援者2
00000007	✓ 高齢世帯 要介護	✓ 	ナント イチコ 南砺 一子	女 88	北川166-1 23-2009	南砺 勝 080-1111-2222	必要なし	城端 太郎 23-6666	平 花子 23-1234

南砺市の登録対象者（施設入所者・入院中の方は除く）

区分	要件	
ひとり暮らし高齢者 高齢者のみ世帯	75歳以上の方	
要介護認定者	要介護認定区分3・4又は5に該当する方	
障害（児）者	視覚障害者	1級又は2級
	聴覚障害者	
	上肢機能障害	
	下肢機能障害	1級、2級又は3級
	体幹機能障害	
	精神障害	1級
	知的障害	A
難病患者	特定疾患医療受給者証の交付を受けている方	
その他	上記に掲げる者以外でも災害時の避難に 地域の支援が必要な方	

市では毎年1回、登録申請（昨年までに申請済みの方へは現況票）

および名簿提供同意書を対象者の方へ送付しています。同意を得られた方の情報を名簿に掲載し、避難行動支援者（消防署、警察署、自主防災組織、民生委員、地域福祉推進員、市社協等）へ名簿情報を提供します。

避難行動要支援者名簿の取扱い

在宅で生活している方のうち、災害時に避難支援が必要と思われる要介護認定者、障害のある方などについて、作成しています。

避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、名簿に登録された情報を平常時から地域の避難支援等関係者へ提供することに同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立てられます。

(1) 平常時の取扱い

① 避難行動要支援者等の情報の整理と共有

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の居住状況や生活状況などを把握し、これらの情報を迅速に活用できるよう整理するとともに、関係者間で情報を共有しておくことが重要です。

② 名簿情報提供の同意

南砺市は、避難行動要支援者に対して、自主防災組織、民生委員、消防署、警察署、市社協などの避難支援等関係者への名簿情報提供の同意が得られるよう努めます。

③ 名簿の提供

南砺市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報の提供に同意した者の名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

避難支援等関係者に対し、原則として毎年1回名簿情報の更新を行います。

(2) 災害発生時の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときと認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対して、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供します。